

1. 総則

1. 1 趣旨

1. 1-1 (基準の目的)

給水装置の施工基準(以下「施工基準」という。)は、水道法及び群馬東部水道企業団給水条例に基づき、給水装置工事の設計及び施工に関する基準を示し、その事務手続きの必要事項について定めることにより、秩序ある給水装置の設置と給水装置工事の円滑な施行を図り、将来にわたる水道使用者の利益を図ることを目的とする。

1. 1-2 (関係法令等)

施工基準に関する法令、基準及び要領等は、以下のとおりである。

- (1) 水道法(昭和32年法律177号。以下「法」という。)
- (2) 水道法施行令(昭和32年政令336号。以下「政令」という。)
- (3) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「施行規則」という。)
- (4) 群馬東部水道企業団水道事業の設置等に関する条例(平成28年条例第3号。以下「設置条例」という。)
- (5) 群馬東部水道企業団給水条例(平成28年条例第21号。以下「給水条例」という。)
- (6) 群馬東部水道企業団給水条例施行規程(平成28年企業管理規程第11号。以下「施行規程」という。)
- (7) 群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者規程(平成28年企業管理規程第12号。以下「事業者規程」という。)

1. 2 給水装置工事の申込み等

1. 2-1 (工事の申込み)

水道事業の管理者の権限を行う企業長(以下「企業長」という。また、企業長不在の場合は「管理者職務代理人」と読み換える。)は、設置条例に定める水道事業の基本計画の給水区域内において、給水装置工事の申込みを受ける。

1. 2-2 (工事申込みの拒否)

企業長は、以下の理由により、給水装置の工事申込みを拒むことができる。

- (1) 水道事業基本計画に定める給水区域外であること。
- (2) 給水装置の構造及び材質の基準に適合しない設計であること。
- (3) 地形その他技術的な理由により、給水が極めて困難であると判断する地域及び場所であること。

1. 2-3 (工事の申込者)

給水装置工事の申込みは、申込者(給水装置の所有者となる者)が、群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者(以下「指定工事事業者」という。)に当該給水装置の工事を前もって委託し、これを受けた指定工事事業者が、様式第1号(給水装置工事申込書及び設計書)をもって工事の申込みを行わなければならない。

1. 3 給水装置工事の基本事項

1. 3-1 (工事の施工)

工事の施工は、指定工事事業者の設計申込みによる給水装置工事の設計書を企業長が審査して承認した後、竣工検査合格まで、「資料-1 給水装置工事の手順」に示すとおり、指定工事事業者の給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」表記は同資格者を意味する。)が管理して当該工事を完結しなければならない。

1. 3-2 (工事の費用)

新設、改造又は撤去等に係る給水装置は、個人所有の財産であるため、当該給水装置の工事に要する費用は、工事申込者の負担とする。なお群馬東部水道企業団(以下「企業団」という。)が貸与した水道メーターと申込者所有の財産に係る日常の維持管理は、申込者又はその使用者が行う。

1. 3-3 (構造及び材質)

給水装置の構造及び材質は、政令第5条(給水装置の構造及び材質の基準)に定める基準に適合しているもののうち、設置場所、使用様態、維持管理等に配慮した選定及び施工方法に留意したものでなければならない。

1. 3-4 (材料及び工法の指定)

災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、損傷の復旧作業を迅速かつ円滑適切に実施するために、企業長の施設した配水管に取付ける分岐装置から水道メーターまでの工事で使用する材料及びその施工方法は、給水条例第10条(給水管及び給水用具の指定)の定めにより企業長が指定する。

1. 4 指定工事業者

1. 4-1 (指定工事業者制度)

指定工事業者制度は、法第16条の2(給水装置工事)に基づく事業者規程の定めにより、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第5条(給水装置の構造及び材質の基準)に定める基準に適合することを確保し、その者の水の使用に係る安全を守るため、企業長は、事業計画の給水区域内において給水装置工事を適正に施工することができ得ると認める者を指定する。

1. 4-2 (指定工事業者の義務)

指定工事業者は、以下の業務処理の原則を遵守して適正な事業運営を行い、その業務に不正又は不誠実な行為が認められるときは、群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「指定工事事業者審査委員会」という。)への諮問により指定の停止又は取消しの処分を受ける。

(1) 事業所において選任した主任技術者の中から、給水装置工事毎に当該主任技術者を指名して、次に掲げる事項に関する記録を作成させこれを3年間保管して企業長又は工事申込者(施主)からの開示請求(必要な報告又は資料提出)に応じること。(事業者規程第13条(事業の運営に関する基準)、同第17条(報告又は資料の提出))

① 工事申込者(施主)氏名又は名称

② 工事施工場所

③ 工事施工完了年月日

④ 主任技術者の氏名

⑤ 工事完成配管図(竣工図面)

⑥ 工事に使用した給水管及び給水用具の名称

⑦ 工事に使用した給水管及び給水用具が政令第5条(給水装置の構造及び材質の基準)に定める基準に適合していることの確認ができる当該材料及び製品等の仕様

⑧ その他、企業長が工事に関して必要と認める報告書又は資料

(2) 企業長の施設した配水管への分岐装置の取付けから水道メーターまでの工事を施工する場合、以下に掲げる作業事項を適切に行うことができる技能を有するものを従事させる。

① 企業長の指定した材料、工法、工期その他工事上の条件を遵守すること。

② 企業長の施設した配水管に損傷、破損等を生じさせないこと。

③ 地下埋設物に変形、破損を生じさせないこと。

(3) 政令第5条(給水装置の構造及び材質の基準)に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合した給水装置工事を施工すること。

(4) 企業長の施設した配水管の穿孔及び給水管及び給水用具の切断、加工、接合、設置等は、これに最も適した機械器具類を使用して施工すること。

(5) 事業所選任の主任技術者及び工事従事者の技術、知識等の向上を目的とした研修及び講習の受講機会を確保することに努めること。

(6) 当該給水装置工事の施工管理を行った主任技術者をもって、企業長の行う工事竣工検査に立ち合わせ、企業団検査員(委託先職員含)の検査に協力させること。

1. 4-3 (指定工事業者施行の原則)

企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定工事業者の施行した給水装置工事に係るものでないと判明したときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者に対する給水を停止する。(法第16条の2(給水装置工事)第2項に基づく条例第36条(給水の停止)第1項第2号)

1. 5 給水装置工事主任技術者

1. 5-1 (給水装置工事主任技術者制度)

施行規則第21条(給水装置工事主任技術者の選任)に基づく事業者規程の定めにより、指定事業者の事業所毎に選任された給水装置工事主任技術者は、給水装置工事の技術上の管理、工事従事者の技術上の指導監督、給水装置の構造及び材質の基準適合並びに工事に関する企業長との連絡調整等の職務を誠実に行わなければならない。

1. 5-2 (給水装置工事主任技術者の職務)

給水装置工事主任技術者は、企業長の施設した配水管とその水道水に直接した工事施工等の際、その施設及び水の安全性を確保するため、公衆衛生に関する深い知識と圧力管に対する高い施工技術及び知識をもって、次に掲げる事項についてその職務を誠実に履行すること。

(1) 調査・計画について

- ① 給水装置工事の現場について十分な事前調査を行い、申込者の意向と基準適合に関する調整を行うこと。
- ② 道路地下、河川水路等の地下及び架空横断等の工事については、その管理者及び警察署等への調整準備を行うこと。

(2) 設計・施工について

- ① 給水装置工事に使用する給水管及び給水用具は、その基準に適合するものの中から、その現場に適したものを選定して設計を行うこと。
- ② 企業長の施設した配水管の分岐箇所から水道メーターまでの工事に係る材料は、企業長指定のものを使用して設計を行うこと。
- ③ 申込者の要望による材料又は施工方法等が基準不適合である場合は、その理由を説明して基準に適合した材料及び施工方法により設計を行うこと。
- ④ 各工種についての工事従事者の配置計画を立案して、基準に適合した工事施工が行われるよう管理監督を行うこと。
- ⑤ 設計の給水装置及び給水システム等の仕様に基づく工法選定により施工すること。
- ⑥ 工事施工終了に伴い瑕疵の発見が困難となる給水管及び弁類等の施工は、その設置場所及び設置方法を十分考慮して施工すること。
- ⑦ 管の接合、切断及び給水用具の設置については、その材料の材質又はその形状に適した機械器具類を使用して施工すること。
- ⑧ 企業長の施設した配水管に係る工事施工に関しては、その着手に先立ち、施行日時及び指定した技能者氏名を企業長に示すこと。
- ⑨ 配管工事の施工は、管端から土砂及び濁水等の流入を防止する施策に努め、接合部から接着剤、シール材、切断細片等が内部に混入して水の汚染及び漏水等が発生しないよう工事の品質管理を行うこと。
- ⑩ 一般車両及び歩行者等が通行する道路における掘削工事及び配管工事における通行制限については、道路管理者及び警察署の許可条件等を遵守して通行の安全に万全を期すこと。
- ⑪ 工事従事者の健康管理に注意を促し、従事者保有の病原菌等により敷設の給水装置によって、使用開始初期の水道水が汚染されることの無いよう衛生管理を徹底すること。

(3) 検査について

- ① 工事完成による企業長竣工検査前に様式第4号に基づき実施する主任技術者による「自主検査」は、給水装置及び水道水を需要者に提供する最終確認であるため、細心の注意をもってその調書を作成すること。
- ② 企業長の行う竣工検査に際し、検査対象の建物内又は敷地内に居住者又はその維持管理者が居る場合は、予めその同意を得て、全ての給水用具を「閉栓」として竣工検査(通水確認等を含む)に立ち会うとともに、企業団検査員の指示に従うこと。

1. 6 給水装置の基準適合

1. 6-1 (基準適合の原則)

企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対

する給水を停止する。(法第 16 条 (給水装置の構造及び材質) に基づく条例第 36 条 (給水の停止))

1. 6-2 (給水装置の構造及び材質の基準)

次表に、政令第 5 条 (給水装置の構造及び材質の基準) 第 2 項の規定に基づき、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 (平成 9 年厚生省令第 14 号。以下「省令」という。) で定めた給水管及び給水用具が満たすべき 7 項目の性能要件の定量的判断基準と構造基準の概略を示す。

基準項目	給水用具の性能基準	装置の構造基準
耐圧 (省令第 1 条関係)	給水装置に 1.75Mpa の静水圧を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。 貯湯湯沸器及びその下流側の給水装置に 0.3Mpa の静水圧を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。 一缶二水路型貯湯湯沸器の熱交換部に 1.75Mpa の静水圧を 1 分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。	給水装置の接合箇所は、使用する水圧に対する十分な耐力に応じる適切な接合方法が行われていること。 家屋の主配管の布設経路は、構造物下を避け、修理等を容易にすること。 一缶二水路型貯湯湯沸器の熱交換部は接合箇所を有さない。
浸出等 (省令第 2 条関係)	水栓 その他の給水用具からの金属及び有害物質等の浸出濃度が基準値以下であること。 (鉛の浸出液基準濃度を例として記載) 水栓、給水装置末端用具 0.001 mg/ℓ 以下 給水装置末端以外の用具 0.01 mg/ℓ 以下	給水装置は、末端部に水が停滞する構造になっていないこと。 給水装置は、有害物質等貯留及び取扱場所に接して設置しないこと。
水撃限界 (省令第 3 条関係)	一定条件 (流速 2 m/秒、動水圧 0.15Mpa) の給水用具の止水機構を急閉止により、その水撃作用により上昇する圧力が 1.5Mpa 以下であること。	当該給水用具の上流側に近接し、水撃防止用具を設置すること。
防食 (省令第 4 条関係)		酸又はアルカリ、及び漏洩電流等により侵食されない材質 (耐食性又は非金属製) を使用するか又は、防食材、絶縁材等で十分に被覆すること。
逆流防止 (省令第 5 条関係)	逆止弁及び逆流防止装置内蔵の給水用具は、低圧 3 Kpa、高圧 1.5Mpa の静水圧を 1 分間加えたとき水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。	性能基準を満たす逆止弁等の設置により逆流防止措置を講ずる。 給水用具を設置する壁及び越流面から吐出口空間寸法を規定値とする。
耐寒 (省令第 6 条関係)	減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁等の弁類は耐久性能試験の後、又それ以外の給水装置についても零下 20±2℃ の温度で 1 時間保持した後に通水した時、耐圧性能、水撃限界性能、及び逆流防止性能を有すること。	断熱材で被覆し、凍結防止の措置を講じること。
耐久 (省令第 7 条関係)	減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁、電磁弁は 10 万回の開閉操作の繰返し後も耐圧性能、水撃限界性能、逆流防止性能を有すること。	

※基準適合性の証明は、日本工業規格 (JIS)、日本水道協会規格 (JWWA) に基づき製造された「型式認証検査品」及び製造業者等の「自己認証品」、公平中立性が高い第三者認証機関による「第三者認証品」がある。

1. 6-3 (基準適合の明示)

基準適合品を使用して給水装置工事の計画及び施工をする義務を負う指定工事業者は、当該給水装置工事に用いる給水管及び給水用具の基準適合の証明方法等を、企業長及び工事申込者に提出又は提示して、自ら設置した給水装置から水質基準に適合した水道水が安定的に供給され得ることを明確に示すこと。

1. 7 指定工事業者審査委員会

1. 7-1 (委員会設置の目的)

事業者規程第18条(諮問機関)で定める本委員会は、同規程第8条(指定の取消し)及び第9条(指定の停止)に規定した以下に掲げる事項について、透明性をもって公正を確保した審査を行うことを目的とする。

- (1) 不正な手段により、指定工事業者の指定を受けたことによるその取消し。
- (2) 指定工事業者の事業所に選任されるべき主任技術者の従事が確認できないことによる指定の停止又は取消し。
- (3) 指定工事業者が、給水装置工事を適正に施行するために必要な機械器具類を有していないと判断したことによる指定の停止又は取消し。
- (4) 指定工事業者の申請人又は申請法人の役員に、被後見人若しくは被保佐人又は復権を得ていない破産者を確認した場合における指定の停止又は取消し。
- (5) 工事業者の指定申請人又は申請法人の役員に、法に違反して刑を服し終えたか、又は刑の執行猶予の期日を過ぎて2年を経過しない者の存在を確認した場合における指定の停止又は取消し。
- (6) 工事業者の指定申請人又は申請法人の役員に、指定事業者の取消しを受けて2年を経過しない者の存在を確認した場合における指定の停止又は取消し。
- (7) 工事業者の指定申請人又は申請法人の役員に、指定事業者の業務に係り不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者の存在を確認した場合における指定の停止又は取消し。

工事業者の従事者に不正又は不誠実な行為を確認した場合も同様とする。

- (8) 事業者の名称、所在地、氏名又は名称及び住所、法人にあっては代表者氏名及び役員氏名、主任技術者氏名又は免状の交付番号等に変更があったときの届出について、これを行わないか、又は虚偽の届出をしたことを確認した場合における指定の停止又は取消し。
- (9) 指定工事業者の事業所毎における主任技術者の選任及び解任について、規定の期日までに届出を怠ったことを確認した場合における指定の停止又は取消し。
- (10) 指定事業者が主任技術者の管理監督不在による給水装置工事を施行し、又は政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置するなど、施行技術の不足等により、安全確実な工事の施行ができないと判断する場合における指定の停止又は取消し。
- (11) 企業長が行う工事の竣工検査に正当な理由なく立ち会わず、企業団検査員(委託先職員含)の検査への協力が行えない場合における指定の停止又は取消し。
- (12) 給水装置撤去工事を施行する、又は施行しなければならない場合において、企業長の求めに対して正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした場合における指定の停止又は取消し。
- (13) 指定工事業者が施行する工事が、企業長の施設した水道施設の機能に障害を与え、又は障害を与える恐れが大いにあると判断した場合における指定の停止又は取消し。

1. 7-2 (委員会の組織)

委員会の組織は、「群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会要領」により組織し、企業団事務局長を委員長として委員会の招集、会務の掌握、会議の議長の職を遂行する。

委員は関係各部門に所属するものとする。

1. 7-3 (審査基準とその決定)

審査及びその処分基準は、「群馬東部水道企業団指定給水装置工事事業者の指定取消し等に関する基準」による。また委員会の議決は、企業長の決裁をもって決定となる。